

2025-10-21 第20回成年後見制度利用促進専門家会議

○福田成年後見制度利用促進室長補佐 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第20回「成年後見制度利用促進専門家会議」を開催いたします。

皆様におかれましては、お忙しいところ御参加くださり、誠にありがとうございます。

昨年度末で委員の皆様の任期が切れ、大臣からの委嘱後、初めて開催させていただく会議となりますため、委員長を御選出いただくまでの間、司会を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本会議は、会場とウェブ会議のシステムの併用型で開催してございますので、こちらの会場の様子はライブ配信を行ってございます。

まず、前回会議以降、事務局の体制に変更が生じておりますので、御紹介をさせていただきます。

鹿沼社会・援護局長でございます。

○鹿沼社会・援護局長 社会・援護局長の鹿沼でございます。成年後見制度、政府全体としていろいろ節目のときだと思います。忌憚のない御意見をいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○福田成年後見制度利用促進室長補佐 池上総務課長でございます。

○池上総務課長 総務課長、池上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○福田成年後見制度利用促進室長補佐 野崎地域福祉課長でございます。

○野崎地域福祉課長 地域福祉課長の野崎でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○福田成年後見制度利用促進室長補佐 占部成年後見制度利用促進室長でございます。

○占部成年後見制度利用促進室長 成年後見制度利用促進室長の占部でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○福田成年後見制度利用促進室長補佐 御紹介は以上でございます。改めましてどうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、本日の委員の出欠状況についてです。参考資料1のとおりでございまして、櫻田委員、瀬戸委員、野澤委員、山下委員の4名が御欠席でございます。

また、本日は、河野委員の代理として、宮崎県福祉保健部長寿介護課医療・介護連携推進室室長の藤元様、高門委員の代理として、愛媛県西宇和郡伊方町長寿介護課課長の井上様に御出席をいただいておりますが、皆様、お認めいただけますでしょうか。

(委員首肯)

○福田成年後見制度利用促進室長補佐 ありがとうございます。

それでは、ここで今回から新しく御就任され、本日御出席をいただいている委員に一言ずつ御挨拶をいただければと存じます。

まず、十河真子委員、よろしくお願ひいたします。

○十河委員 香川県社会福祉協議会の十河と申します。今回から参加させていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○福田成年後見制度利用促進室長補佐 ありがとうございます。

続いて、高橋靖委員、よろしくお願ひします。

○高橋委員 Webで申し訳ございません。水戸市長の高橋靖です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○福田成年後見制度利用促進室長補佐 ありがとうございます。

続いて、中野篤子委員、よろしくお願ひいたします。

○中野委員 成年後見センター・リーガルサポート副理事長の中野と申します。よろしくお願ひいたします。

○福田成年後見制度利用促進室長補佐 ありがとうございます。

高門清彦委員におかれましては、本日代理での御出席のため、次回会議以降に御挨拶を頂戴したいと考えております。

続きまして、委員長の選任手続に移らせていただきます。関係省庁申合せ「成年後見制度利用促進専門家会議の設置について」において、委員長は「委員の互選により選任する。」とされてございます。

どなたか御提案がございましたら、御発言をお願いいたします。永田委員、お願ひします。

○永田委員 私は、菊池委員を推举したいと思います。菊池委員は、昨年度に行われた第二期成年後見制度利用促進基本計画の中間検証取りまとめに当たって、委員長として適切に会議の運営を取り仕切ってくださいました。ぜひ引き続き委員長をお務めいただきたく、御推举を申し上げます。

○福田成年後見制度利用促進室長補佐 ありがとうございます。

ほかに御提案がなければ、菊池委員に委員長をお願いするということで、皆様、よろしいでしょうか。

(委員首肯)

○福田成年後見制度利用促進室長補佐 ありがとうございます。

それでは、菊池委員には委員長席に移動をお願いいたしまして、一言御挨拶をいただければと存じます。

(菊池委員、委員長席へ移動)

○菊池委員長 ただいま御指名をいただきました菊池でございます。御指名いただきまして、どうもありがとうございます。

私は法学研究者でございますけれども、成年後見というよりは福祉、社会保障に軸足を置いてございます。ただ、厚生労働省にこの会議体が置かれておりますように、福祉と成年後見制度というのは非常に密接な関連があるということで、私もこの会議体で日々勉強させていただいております。これも専門家会議の皆様は御案内のとおり、来年に向けまし

て非常に大きな節目となってございまして、もちろん民法改正も予定されてございますが、先ほども社会保障審議会福祉部会がございまして、社会福祉法改正に向けた議論も進んでいるという状況でございまして、皆様の御意見を頂戴しながら、もちろん成年後見制度の普及促進がメインでございますけれども、全体として国民の皆様の権利擁護促進等の側面も踏まえまして、皆様のお力添えを賜りたいと存じます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○福田成年後見制度利用促進室長補佐　ありがとうございます。

それでは、ここからの録音・録画は禁止させていただくとともに、報道関係者のカメラ撮りはここまでとさせていただきます。

また、これ以降の議事運営は菊池委員長にお願いしたいと思います。菊池委員長、よろしくお願ひいたします。

○菊池委員長　承知いたしました。

それでは、早速ではございますが、専門家会議運営規則第2条に「委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。」と規定されております。これは委員長が指名することとなってございますので、私といたしましては、新井委員に委員長代理をお願いしたいと考えてございます。新井委員、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

委員長代理席のほうに御移動をお願いいたしまして、一言御挨拶をいただければ幸いでございます。

(新井委員、委員長代理席へ移動)

○新井委員長代理　ただいま菊池委員長から御指名いただきました委員長代理の新井と申します。私の役目は委員長を補佐することで、円滑な会議の遂行に努めていきたいと思いますので、ぜひよろしくお願ひします。

○菊池委員長　ありがとうございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、早速ではございますが、本日の議事に入らせていただきます。

まず、本日の議事の流れですが、この後、関係省庁等から施策の進捗状況について御報告をいただきます。

続きまして、委員の皆様からお一人3分以内で、本日の報告内容も含め、成年後見制度利用促進に関する中長期的課題について御意見を伺わせていただきます。

その後、一旦休憩を挟んで、委員の皆様から御質問としていただいた点につきまして、関係省庁等から順次回答をさせていただきます。

最後に、来年度以降の会議の進め方について、事務局から現在の検討状況について御説明いただきたいと考えてございます。

それでは、成年後見制度利用促進に関する施策の進行状況について御報告をお願いいたします。資料1について、厚生労働省からお願ひします。

○占部成年後見制度利用促進室長　厚生労働省でございます。成年後見制度利用促進室長

でございます。よろしくお願ひいたします。

資料1にのっとって、厚生労働省における成年後見制度利用促進に係る取組の状況について御説明をさせていただきます。資料の2ページから3ページ目が昨年度に取りまとめた中間検証報告書のポイントでございますけれども、右側の「今後の対応」の部分の枠囲いにしている部分を中心に御説明をさせていただきます。

4ページ以降が社会福祉法の見直しに関する検討状況についてでございます。現在社会保障審議会の福祉部会におきまして、身寄りのない高齢者等への対応とか成年後見制度の見直しへの対応につきまして、5ページが本年5月に地域共生社会の在り方検討会議の中間とりまとめにおきまして取りまとめた内容でございますけれども、こちらの内容を中心に議論を進めているところでございます。

真ん中のところに「身寄りのない高齢者等への対応」ということで、日常生活支援、入院入所手続支援、死後事務支援等を提供する第二種社会福祉事業を新設することですか、右側の成年後見制度見直しの状況も踏まえつつ、いわゆる中核機関の位置づけ等について所要の措置を講ずること等について議論を行っているということでございます。

6ページ以降が9月8日の福祉部会に提出した資料でございます。最初のところに「新たな事業について」とございますが、先ほど出てきました新たな第二種社会福祉事業につきまして、地域における身寄りのない方の支援ニーズに対応するツールの一つとして、社会福祉法に基づく福祉サービス利用援助事業の機能を拡充いたしまして、民間の高齢者等終身サポート事業を利用できない方でも利用できるように、事業の利用者のうち一定割合以上が無料または低額の料金で利用できる、いわゆる無低事業とする方向で検討しているところでございます。事業の詳細につきましては8ページ以降に記載してございますので、御覧いただければと思います。

13ページ以降は、成年後見制度の見直しに対応した市町村・中核機関の役割の明確化につきまして、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネート、あるいは関係機関の協力・連携強化を図るための関係者のコーディネートにつきまして、②のところですが、市町村の努力義務として規定をすることですか、あるいは14ページでございますが、いわゆる中核機関につきまして、名称を「権利擁護支援推進センター」といたしまして、市町村が設置することができることとしまして、併せて職員ですか方針検討を行う会議体の構成員に守秘義務を課すこと等につきまして、現在検討を行っているところでございます。こちらの福祉部会における議論につきましては、今後年末を目途とした取りまとめに向けて引き続き議論を進めていく予定でございます。

続きまして、今年度の調査研究事業につきまして、18ページ以降に概要をまとめてございます。

以下、18ページに中核機関を中心とした権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化に向けた調査事業とか、19ページに先ほど出てきました新たな第二種事業の契約に当たっての判断能力に係る調査研究事業、20ページに障害者への意思決定支援・権利擁護のあり方

に関する調査研究事業、21ページが市民後見人や法人後見など地域の権利擁護の担い手の育成・活躍の推進に向けた調査研究事業でございます。いずれも年度内に議論を取りまとめまして、成果物につきましては今後活用していくことを念頭に置いているところでございます。

併せて、23ページ以降に参考資料として、令和8年度予算の概算要求において要求中の内容について記載をしておりますので、併せて御覧いただければと思います。

厚生労働省からは以上でございます。

○菊池委員長 ありがとうございます。

次に、資料2につきまして、法務省からお願ひします。

○波多野参事官 法務省民事局でございます。

資料2に基づきまして、成年後見制度利用促進に関する取組について、令和6年度以降の取組を御説明いたします。

まず、2ページでございますが、本日この資料に記載しました3つの取組について御説明いたします。

資料3ページを御覧いただければと思います。

まず、成年後見制度の見直しに向けた検討状況についてでございます。令和6年4月から民法(成年後見等関係)部会におきまして調査審議を開始し、本年6月の第21回会議におきまして中間試案の取りまとめがされました。本年8月25日までパブリックコメントを実施し、本年9月以降はパブリックコメントの結果も踏まえ、要綱案の取りまとめに向けて調査審議がされているという状況でございます。

4ページ及び5ページには、本年9月16日までの部会の審議事項の一覧を掲載しておりますし、6ページ及び7ページには法制審議会への諮問に至る経緯について示しておりますが、説明は割愛させていただきます。

8ページ以降を御覧いただければと思います。その中間試案における主な検討事項について、簡潔に御説明いたします。二期計画に記載されたいわゆる必要性・補充性の考慮をすべきなどの制度改正の方向性の指摘に関しましては、法定後見の開始の要件及び効果などの項目で、現行の三類型を維持しつつも柔軟な制度とするという案のほかに、三類型を維持することなく、かつ必要性を要件とするという案が提案されているところでございます。また、法定後見に係る期間の項目では、一定の期間を法定するという案が提案されているというところでございます。

9ページを御覧いただければと思います。二期計画に書かれました成年後見人等の円滑な交代の指摘に関しましては、新たな解任事由を設けるという案が提案されているところでございます。

また、任意後見の関係では、適切な時機に任意後見監督人の選任申立てがされないという指摘に関しましては、申立権者の範囲を広げるという案が提案されているというところでございます。

さらに、成年後見人等の報酬の決定につきましては、予測可能性の高い制度とすべきという指摘がございますが、それに関しまして、報酬を判断するに当たって、成年後見人等が行った事務の内容が考慮要素であるということを明確にする案が提案されているというところでございます。

以上が成年後見制度の見直しに向けた検討状況でございました。

次に、10ページを御覧いただければと思います。後見制度支援信託・支援預貯金の普及等についてです。本年3月、金融関係団体を中心とした自主的な勉強会である「成年後見における預貯金管理に関する勉強会フォローアップ会議」を開催いたしました。この会議では、保佐・補助類型を中心とした後見制度支援預貯金について、実際に導入を検討している金融機関等からその商品概要や検討状況の詳細を共有していただき、意見交換を行いました。その後、当該金融機関においては、今月から全国で初めて保佐・補助類型を対象とした「後見支援預金」の取扱いを開始したとのことでございます。

法務省としましては、今後も引き続きこのような成果につながるよう、同会議等を通じた情報共有、意見交換等について協力してまいります。

次に、11ページを御覧いただければと思います。成年後見制度利用促進としての周知・広報についてでございます。第二期基本計画におきまして任意後見制度の利用促進が優先して取り組む事項となっていることを踏まえまして、成年後見制度及び成年後見登記制度等の全般的な内容のパンフレットのほか、任意後見制度に特化したリーフレットの作成・配布等を行いました。

次に、12ページを御覧いただければと思います。周知活動のさらなる強化のため、インターネット広告を実施しております。

さらに、新しい取組としまして法務省所管の他制度と連携した周知広報を実施しております。具体的には、遺言書保管制度と連携し、日本FP協会等の各種関連団体に対してリーフレットの配布や、当該団体の会員向けホームページにおける情報の掲載、法務省ホームページへのリンクの掲載などを依頼し、実施しております。

以上が令和6年度以降、これまでの周知広報に関する取組の概要でございます。

最後に、13ページを御覧いただければと思います。本年度における今後の取組についてでございます。引き続き任意後見制度を含む成年後見制度に関する周知広報用のリーフレット・パンフレットを配布し、インターネット広告を実施する予定です。予算は限られているところでございますが、工夫しながら周知広報に取り組んでまいります。

説明は以上でございます。

○菊池委員長 ありがとうございます。

最後に、資料3につきまして、最高裁判所からお願ひいたします。

○遠藤第二課長 最高裁家庭局でございます。

資料3に基づいて御説明を差し上げます。

スライド1ページを御覧ください。時間が限られておりますので、裁判所の取組状況等

につきましては、このスライド1ページの項目に沿ってポイントを絞って御報告させていただきます。

スライド2ページを御覧ください。適切な後見人等の選任・交代の推進に関する取組につきましては、こちらのスライドに記載をさせていただいたとおりです。

スライド3ページを御覧ください。後見人等に関する苦情等への適切な対応、地域連携ネットワークづくりに関する取組は、こちらのスライドに記載のとおりでございまして、地域の実情に応じて取組が進められているものと承知しております。

スライド4ページの適切な身上保護事務の監督と報酬算定等に関する取組について御説明いたします。中間検証報告書にも記載がございますように、本年4月から、身上保護事務や本人の意思確認に関する報告項目を新設いたしました後見等事務報告書の統一書式の運用が開始されております。この統一書式につきましては、地域の専門職団体等の御理解をいただきながら、大きな混乱なく運用がスタートしているものと認識しておりますが、最高裁家庭局におきましても、各庁における運用の積み重ねの状況も見ながら、運用面における課題等の把握に努め、安定した運用に向けて必要な対応を行ってまいります。また、適切な身上保護事務の監督やその検討内容も踏まえた身上保護事務に係る適切な報酬算定の在り方についても、裁判所内部の協議会等を通じて、引き続き自律的な検討が重ねられているものと承知をしているところでございます。

スライド5ページを御覧ください。中間検証報告書におきましては、最高裁において報酬付与額の平均等の過去の実績を示すことについての言及がございます。報酬付与額の分布の公表を予定しておりますが、当該実績公表の考慮要素につきましてはスライド5ページ記載のとおりでございまして、具体的なグラフのイメージについてはスライド6ページ記載のとおりでございます。スライド5ページにもありますとおり、令和8年3月を目途に順次報酬実績を公表させていただく予定としております。

スライド7ページに移ります。第二期基本計画や中間検証報告書におきましては、スライドのとおり、後見制度支援預貯金等の普及を含めた不正防止の取組が重要とされております。先ほど法務省からの御報告にもございましたが、これに関連する金融機関の取組として、静岡県内の信用金庫において保佐・補助類型を対象とする支援預金の仕組みが検討され、本年10月1日から県内全ての信用金庫において同預金に係る商品の取扱いが開始されたものと承知しております。

保佐・補助類型を対象とする支援預金の概要は、スライド中段のとおりでございまして、今回取扱いが開始された商品は、一定額を限度に御本人が自由に払戻しをすることのできる本人用口座が設定されているという点が、従来の後見類型を対象とした支援預貯金と大きく異なる点でございまして、この点は不正防止のみならず、権利擁護支援の観点からも大変意義があるものと考えております。

今般、静岡県内の各信用金庫において金融商品の取扱いが開始されたことは、あくまで個々の金融機関における御検討によるものではございますが、後見監督の一環として当該

商品の利用の判断を行う家庭裁判所を所管する事務当局の立場から御報告をさせていただいた次第です。

裁判所といたしましては、引き続き不正防止に向けた取組を徹底するとともに、保佐・補助類型の支援預金商品の取扱状況を含め、金融機関における取組を注視してまいります。

最後に、御本人の権利擁護が適切に図られるよう、家庭裁判所においては、相互理解に基づき、福祉・行政等の関係機関と適切に連携をしながら、司法機関としての役割を着実に果たしていくことが何よりも重要と考えておりますので、最高裁家庭局といたしましても家庭裁判所の取組を引き続き支援してまいりたいと考えております。

最高裁の報告は以上となります。

○菊池委員長 ありがとうございます。

それでは、ここから本日の報告内容に関する御意見等も含めまして、成年後見制度利用促進に関する中長期的課題について、委員の皆様から御意見を賜りたいと存じます。まず、会場で御出席の皆様にお願いし、その後オンライン御参加の皆様という順序で、恐縮ながら五十音順で指名をさせていただきますので、お一人3分以内ということでお願いします。3分を経過した時点でベルを鳴らしますので、発言をおまとめいただくようお願いいたします。なお、御質問される場合は、御質問であることと、どちらの関係省庁等に対する御質問であるかを明確にして御発言いただきますよう、お願いいたします。

それでは、まず最初に青木委員からよろしくお願ひいたします。

○青木委員 青木です。

私のほうは、参考資料に意見書というもの、単独名義のものと水島委員と共同のものを出しておりますので、そちらに詳しくお書きしていますので、時間の関係で、書面も含めた意見としてお考えいただければと思います。

今回、中間検証以降、様々な取組をしていただいているという御報告がありまして、ぜひそれを進めていただきたいと思いますけれども、とりわけ新たな事業として現在社会福祉部会で議論されているものにつきまして、少し議論をしっかりとしていく必要があると考えております。

社会福祉部会の議論等を拝見しておりますと、議論のポイントが、身寄りのない方の死後の事務処理や入院対象支援を担っていけるのかというところに集中してしまっている嫌いがあります。ただ、第二期基本計画以降、この専門家会議でも提案してきていますのは、意思決定支援に基づく日常的な生活や金銭管理の支援というものをしっかりととした地域福祉のベースにしていくことでの新たな事業の提案であったと考えますと、やはり日常生活上の支援にとってコアとなります日常的な金銭管理や様々な行政手続支援、場合によっては入院入所・退院退所の手続支援も含めたところを中心とした事業として明確に据えるということが十分な議論としてできているかということを懸念しております、そういういた議論を中核に据えていただく必要があるのではないかと考えております。

意思決定支援を担うサポーター等の役割ということがモデル事業でも明らかにされてい

ますとおり、それも必須の要素として組み込むということを、社会福祉法にもその法的根拠を持って示すことが重要ではないかと思います。

一方で、死後の事務支援というのは、身寄りのない方にとって非常に重要な役割がありますが、それは別の事業とすることも含め、しっかりと位置づけを分けて議論する必要があるのではないかと考えています。

また、社協だけでは今の日常生活自立支援事業の範囲では十分なニーズに応えることができないことは明らかでありますので、そのための具体的な担い手をどうしていくかということの具体策を併せて検討する必要があると思います。

加えて、市町村単位でしっかりととした福祉計画や権利擁護の支援計画に落とし込むためにも、市町村単位で新たな事業がしっかりと実施できるような枠組みがどうしても必要ではないかと考えています。

現在予定されています4つの研究事業については、それぞれぜひとも有意義な検討、提案をしていただきたいと思っておりまして、とりわけ検討していただきたいことを4点、それぞれ意見書の中に書いておりますので、ぜひその点にも御留意いただいて検討を進めさせていただけることを強く望む次第です。

また、任意後見制度の申立て、任意後見監督人の選任に関する義務につきましては、法制審議会の議論も併せて考えますと、やはり任意後見受任者がそのことを意識して、しっかりと必要なときに監督人の選任を申し立てするということの周知啓発が重要であるとされているところですが、具体的なその方策についてはまだ検討されていないところと考えておりますし、これについて具体化。例えば定期的に任意後見受任者に対して照会をかける等も含めて、手当てを具体化することを法務省においてぜひ検討していただきたいと思っております。

さて、来年以降、第三期計画に向けた検討が始まりますけれども、成年後見制度の改正で、社会福祉法の改正を見越して、具体的な基盤整備、制度整備、そして運用の進化というものが施行までの間に求められているということは、皆さんも共通の認識を持っておられるところだと思います。

日弁連では、今日資料につけましたとおり、そのために必要と思われる具体的な課題というものを今回まとめさせていただいておりまして、それを資料につけさせていただいております。これも全てを御紹介することは難しいところでありますが、関係する法務省管轄以外の関連法制の整備ということも様々予定される。成年後見人を前提とした法整備が様々にされていくところを見直すということが重要でありまして、それは現在から進めさせていただく必要がある時間のかかる検討も含まれると考えております。

加えまして、福祉法制で整備しています市町村長申立てを含めた様々な手立てということへの検討も必要になります。

最後に、幾つかの点で第二期計画に関係すること、それから成年後見制度の外縁としての消費者契約法に関する問題、金融機関における様々な新しい制度に対する理解と体制の

整備、裁判所の体制整備、様々な問題が、新しい法改正の理念を具体的に地域に息づかせるためにはどうしても必要だと考えております。

そのための推進体制というのは、現在のこの専門家会議ではないのかも分かりませんが、新たな施行までに関する体制整備の推進体制を厚労省だけではなくて、法務省や内閣府も含めて全体的な推進体制を整えていくということが、次の第三期計画にとって重要ではないかと思っております。

また、成年後見制度利用促進法というものについても、権利擁護を推進する全体的な推進の法制として、名称も含めて新たな見直しということも必要ではないかと思っております。こうした推進体制があってこそ、法が施行されたときに、社会福祉法、民法を含めて法の趣旨の具体化ができる体制整備につながっていくと思っておりますので、ぜひそういった観点から中長期的な検討を来年以降のこの専門家会議等でも深めていただくことを期待したいと思っております。

以上です。

○菊池委員長 ありがとうございます。

それでは、新井委員長代理からお願ひいたします。

○新井委員長代理 私のほうから1点だけ手短に申し上げます。資料1の15ページに中核機関の位置付け等に関する概要イメージという表が出ております。私としてはここで不足している組織が1点あると思うのです。それは法務局です。法務局には人権擁護機能もあり、成年後見の登記手続も担当しておりますので、ぜひこの概要イメージの中に法務局というのも入れて検討していただきたいと思います。ここにないとそもそも検討がなされることはありませんので、法務局を入れていただいて、どういう位置づけにするか検討いただければ幸いです。

以上です。

○菊池委員長 ありがとうございます。

十河委員、お願いします。

○十河委員 十河です。

私のほうからは社会福祉協議会の立場でということで、2点発言をさせていただきたいと思います。まず、1点目が地域連携ネットワークの機能強化、それから中核機関の機能強化とその組織体制の整備ということで、1点お伝えをしたいと思っております。県内の中核機関等の連絡会議におきましても、やはり相談ケース、相談事案もすごく増えてきているという御報告をお聞きしているところでございます。そういった相談が増える中で、中核機関を担う職員を中心に今、いろいろ対応されていますが、職員だけではそういった個別の対応に終始することになってしまって、地域の仕組みづくりというところまでなかなか至っていない現状があるのではないかと思っております。

そこで、中核機関の役割としてコーディネート機能というところをしっかりと強化する必要があると考えております。そういったコーディネート役として地域の関係機関・団体の

皆様に御協力をいただきながら、市や町の権利擁護体制を推進していくところの中核機関の機能強化を今後もしっかりと継続して取り組む必要があるのではないかと思っております。

また、それぞれの市や町で受任調整の会議ということで行われていますが、どうしても「受任調整」という言葉に引っ張られてしまっております、誰が後見人を担うかということだけに終始した会議が多く開かれているのではないかということを懸念しています。それはもちろん重要なことではありますが、後見を利用してもしなくとも、その方が地域の中で安心して暮らせるよう、その方の尊厳を保持してどういった暮らしができるかというふうに、ソーシャルサポートネットワークをどうつくっていくかというような議論がしっかりそれぞれの市や町の中核機関を中心とした支援方針の会議の中で開かれる必要があると思っておりませんので、名称も含めた、そういう中核機関での会議の整理ということも一つ必要ではないかと思っております。

また、中核機関の中で個別支援の対応ということがかなりボリュームが増えている中で、地域の仕組みづくりというところまでどこも至っていないのではないかと思っております。この後述べさせていただきます身寄りのない方への支援ということにつきましても、それぞれの中核機関の中で課題として既に上がっているところで、それぞれの市や町で既に勉強会が開催されていましたり、ガイドラインをつくったりということで、いろんな仕組みを今、検討しているような市や町もあると認識しています。事業や制度ありきではなくて、それぞれの市や町の社会資源、どんな社会資源があって、どんなところが協力してくれるのかということも十分議論しながら、そういった身寄りのない方への支援ということをしっかり構築する必要があるのではないかと思っております。

また、権利擁護の中核機関だけで何か担うということではなくて、重層事業も含めた他のいろんな仕組みも視野に入れて、特に重層の事業の参加支援であったり、地域づくりというところとこういった権利擁護の取組ということがしっかりと連動するような、そういった働きかけも必要ではないかと思っております。そういったことを中核機関も含めて市や町で担うためには、それぞれの市や町の体制をしっかりと整えていくことでの財源の確保ということについても継続して検討していく必要があると思っております。

2点目は身寄りのない方への支援ということでございますが、先ほど青木委員のほうからもお話がありましたとおり、こちらにつきましては、身寄りのない高齢者への支援ということとこれまでの権利擁護支援ということについては、しっかり整理をしていく必要があると思っております。どちらも大事な位置づけであると思っておりますが、同じ1つの取組、事業で進めていくのが本当にいいかどうかということを再度検討してはどうかと思っております。

また、こういった取組を行う上では、先ほど中核機関の中でも身寄りのない方の話が課題として出てくるとお伝えしましたが、そういったことも考えますと、やはり市町村の関与ということをしっかり考えなければいけないかなと思っております。重層事業が始まっ

て、市町村での実施体制を整備していくということをそれぞれ検討する中で、身寄りのない方への支援についてもしっかりと市町村で考えて、そして実施していくということを大事にしていってはどうかと思っております。

また、地方においては人口規模の小さい自治体も多くありますので、小規模な人口の自治体がどういうふうに取り組めるかということについては、都道府県、都道府県社協の後方支援が十分必要になってくるのではないかなと思っております。それに伴う都道府県や都道府県社協の体制整備というところも併せて、財源の確保も含めて今後検討をお願いしたいと思っております。

なお、ただいま申し上げました身寄りのない高齢者等への支援に係る新たな事業につきましては、10月20日付で全国社会福祉協議会のほうから厚生労働省に要望書として提案をさせていただいているとお聞きしておりますので、その内容も踏まえて今後御検討をお願いしたいと思っております。

私からは以上でございます。

○菊池委員長 ありがとうございます。

中野委員、お願いします。

○中野委員 リーガルサポートの中野です。

私からは3点意見を述べたいと思います。1点目は総合的な権利擁護支援策の充実における生活支援等のサービスについてです。成年後見制度を利用するしないにかかわらず、身寄りに頼れない人が地域で安心して暮らせることが喫緊の課題であることは申し上げるまでもなく、中間検証報告書においてもさらなる取組の必要性が指摘されているところでです。

ただ、現場では「身元保証人」「引受人」という名称が、法律上の定義とは少し異なる使い方でいまだに入院や福祉サービス利用時などに使用されている現状があり、そのような誰かがいればそれで事足りるということになってしまいがちです。このことが身寄りに頼れない人の不安を増幅させている面もあると感じます。誰かということではなく、権利擁護支援モデル事業におけるサポーターや金銭管理者など立ち位置の異なる人がチームとなり、本人の意思を尊重し、支援することが求められるところで、現在社会保障審議会福祉部会において議論されているいわゆる新日自、日常生活自立支援事業の拡充ということにおいてもこの視点を取り入れることが必要だと考えます。

また、「身元保証」「身元引受」という言葉の代わりに、例えば意思決定支援サポーター、医療方針支援者、支払責任者、緊急連絡先など、本人を支援している人の役割を明確に示す名称を根づかせることが必要ではないでしょうか。具体的には入院やサービス利用の契約時の書面におけるモデル記載例などがあれば分かりやすいのではないかと思います。

また、民間事業者のサービス利用も想定されますが、費用に見合う質の担保やチェック機能は必須ですし、加えて、そのサービスだけではなく、様々な人が関わり、本人の地域における生活を支援する体制が必要だと思います。

2点目は任意後見制度の利用促進についてです。現在法制審の部会で任意後見についても法改正の議論が進んでいますが、今後運用や体制面の利用しやすさも検討していく必要があると考えます。誰に何を頼むかを自ら決めることができるのが任意後見のメリットですが、その内容はその人の価値観、生活歴や家族関係、財産の構成などにより様々であることを私自身が相談を受ける中で感じており、そのような制度利用を考える人の個々のニーズに応えられることが必要だと感じています。そのためには、制度の周知や広報に加え、相談体制の充実、様々な担い手の確保・育成、ニーズを具体的に把握する意識調査などをを行うことも考えられると思います。

また、委任者の希望した支援や不正防止についてのチェックを適切に行える監督を担う人や機関の整備、契約発効前の地域の見守り体制も必要であると考えます。任意後見監督人の報酬負担も課題となるところですので、広く報酬助成の対象とすることも必要だと思います。

3点目は報酬助成についてです。二期計画の中間検証でも指摘されているところですが、利用支援事業の充実や地域差の解消については、引き続き重要課題として取り組んでいくことが必要だと考えています。

以上です。

○菊池委員長 ありがとうございます。

永田委員、お願いします。

○永田委員 まず、中長期的な課題として、法制審議会の中間試案では、終了要件や期間設定、本人同意の要否などが検討されており、次期計画ではこれらを制度運用や支援体制にどう反映させるのかが焦点になると 생각ています。その観点から4点意見を申し上げたいと思います。

1つ目ですが、後見終了後に焦点を当てた新たな社会福祉事業の構想についてです。民法改正による終わることができる後見制度を見据えた新たな事業として、日常生活自立支援事業を拡充・発展させた新たな第二種社会福祉事業が検討されています。ただ、この間の議論を見ていると、青木委員もおっしゃいましたけれども、新たな事業が身寄り問題を中心に議論しているように思われ、後見終了後を見据えた議論が十分になされていないのではないかと感じています。

現行の日常生活自立支援事業の財政基盤の弱さ、また、地域によってはこの事業が使えないから法定後見を申し立てるといった事態もある中で、これまで3つの場面として整理されてきた権利擁護支援の4つの場面、すなわち後見終了後の場面を運用。この運用をどのようにしていくのか。例えば現行、後見類型の方の場合に、後見人が日常生活自立支援事業を契約して終了することなどをどのように考えていくのか。また、その基盤として日自事業をどのように拡充するのか。そういうことを真剣に考えていかないと、法制審議会で議論されているような後見制度の見直しの理念が絵に描いた餅になってしまふことが懸念されます。

2つ目に、意思決定支援の確保についてです。第二期中間検証報告書では、本人の意向・選好・価値観に根差した意思決定を支持する役割を持つ者の関与が必要と明記され、本人の立場に立って意思決定支援を支持する役割を持つ者が関与できる仕組みを設けると整理されています。これらは令和4年からモデル事業でも試行されてきたことですし、在り方検討会議の中間取りまとめでもこれらの事業化に向けた検討が必要であるということが明記されています。

本日の概算要求の御説明で中核機関のコーディネート強化事業として、意思決定支援の確保を図る取組がメニュー化されており、中核機関が意思決定サポーターと本人のマッチングやその活動支援をフォローする、そういう取組の促進を図るとされています。これは事業化に向けた試行の一つであると推察しますけれども、この事業と先ほどの新事業をどのように一体的に実施していくのか。また、この取組を発展させて意思決定サポーターを支援したり、代弁活動を行うことが中核機関で足りるのか。こういった点も取組を通じて検証する必要があると考えています。付言しますと、この事業の内容次第では、初めに述べた新たな事業の契約で求められる契約締結能力の判断も大きく変わってくるのではないかと考えられますので、そうした観点からもこの取組に期待をしているところです。

関連して3つ目に権利擁護支援の市民参加についてです。市民の参加は人材不足から求められているのではなくて、専門職にはない独自の役割があるということが、第二期計画以後、強調をされてきたと思います。一方、終了を見据えると、市民後見の役割が小さくなるのではないかという見解、懸念もあると聞いていますけれども、私はそのように考えていません。さきの意思決定サポーター的な市民と法定後見の連続性、例えば市民後見の場合、後見終了後も同じ市民の方が権限のないサポーターとして継続して関わりを続けるといったモデルやスキームを確立していくことも考えられると思います。

その意味では、終了を担保する仕組みとして、新事業だけではなくて、後見制度の市民化という意味でも、多様な面で市民の活躍を応援していくことは、引き続き次期計画の重要な柱になるのではないかと考えています。

最後に、時間がありませんので控えますけれども、権利擁護支援推進センターとして中核機関は幅広い役割を担っていくことになると思いますので、量的にも質的にもどのような体制を整備していくのか、次期計画の重要なテーマになると 생각ています。

私からは以上になります。よろしくお願ひいたします。

○菊池委員長 ありがとうございます。

花俣委員、お願いします。

○花俣委員 関係省庁におかれましては、これまでの経緯、あるいは今後の方向性について御説明をいただき、ありがとうございました。

各委員より今、様々な御意見が述べられ、そして事前の質問や本日の参考資料の意見書など、私どもからこうした的確な視点による意見が容易に上げられないところではありますが、いずれも現場、現状に即した危機感のある喫緊かつ重要な課題であるものというふ

うに共感いたしたところです。

特に権利擁護支援と身寄りのない高齢者への対応というのを別に考えていったほうがいいのではないかという御意見には、私どもも賛同いたしたいと思います。新たな事業について現行の日自が十分機能していないのではないかというところが特に気になっております。

民法改正の議論のほうもだんだん大詰めに入ってきて、一層テクニカルな議論が重ねられて、少しずつ新しい制度の姿が見え始めてきたようにも感じております。関係省庁においては、今後の議論の行方を注視しつつ、さきの課題に真摯に向き合い、より迅速に、かつ実装に向け取り組んでいただくことを強く求めていきたいと思っております。皆様方もそのお立場にとどまるのではなく、お一人お一人が地域住民であることに立ち戻り、ぜひとも我が事としてこうした課題に向き合いつつ、くれぐれも机上の空論、絵に描いた餅とならぬよう、我々にはそういった施策を提案することが困難であっても、皆様のお力で可能になる共生社会の実現に資する施策の立案、取組等々へのお力添えをいただきますよう、切にお願いいたしたいと思います。

以上です。

○菊池委員長 ありがとうございます。

星野委員、お願いします。

○星野委員 ありがとうございます。

私ども日本社会福祉士会としては、参考資料11の54ページから意見を4つ挙げております。ここに書かれている内容以外のことでお伝えしたい、あるいはそこを補足する形でお伝えしたいと思います。

まず1点目です。2番のところで述べております新たな第二種社会福祉事業については、これまでにお話が出てきたように、対象となる利用者が判断能力が不十分な方と身寄りがない方を同一で考えるということについては無理があるのではないかということは、現場としてもよくお話を聞くところですので、検討していただきたいと思います。特に身寄りの問題については、社会保障審議会の介護保険部会のほうで地域包括支援センターを相談窓口としてやっていくということが10月の部会資料としても示されていますけれども、一方で、中核機関の委託を受けている、多くは社会福祉協議会、それ以外の団体もありますが、そちらでもかなり取組を進めているところがございます。私自身も東京都内で幾つかの自治体の取り組みや検討に関わらせていただいています。ですので、少し見たところ縦割りのように見えてしまいますが、目指しているところは一緒というところであれば、その地域地域によって地域包括が主体となるところもあると思いますが、中核機関として既に動き出しているところが、その取組が頓挫することのないような有機的な連携が図れるように御検討いただきたい。それを期待、希望しているということです。

それから、今日の意見で最も伝えたかったところは、参考資料のところで出した4番の関連法の見直しというところです。法制審議会のほうで民法改正の議論が進んでいる中で

必ず出てくる課題は、民法改正だけでは実現できない社会福祉に関わる法律、あるいは医療に関わる法律を見直していく必要がもう迫ってきていると思っています。第三期基本計画をこれから来年度検討していくに当たり、私ども社会福祉士会として改正が必要ではないかということで、56ページ以降、具体的な提案をさせていただいております。ぜひともこの提案内容を検討いただきたいと強く希望いたします。

59ページ、最後のところで、被後見人、被保佐人ということで、別の法律で規定がなされていくいわゆる転用の問題について、たくさんものものがあるのではないかと思います。こういったことをしっかりと見ていかなければ、後見制度が終わることができるということになったときに、本当に権利擁護が必要な方が放置されてしまうことのないような取組を、この専門家会議だけではないと思うのですが、検討していく必要があると思います。

以上です。

○菊池委員長 ありがとうございます。

水島委員、お願いします。

○水島委員 委員意見書を提出しておりますので、13ページ以降「第20回成年後見制度利用促進専門家会議 本人の自律、意思及び選好を尊重する支援付き意思決定の仕組みを実装した『権利擁護支援事業』を社会福祉法に新設することを求める意見書」についての御説明をさせていただきます。

こちらは青木委員との連名でございますけれども、皆さんの発言を伺うと、例えば、中野委員、永田委員、花俣委員も、意見書の趣旨について基本的に御賛同いただいているものと思料しております。

本意見に関しては、当然3分でお話ができるわけではありませんが、こちらの意見書に関しては適切に社会保障審議会福祉部会に御説明いただき、現在、新たな権利擁護事業等を検討している部会の皆様の御意見をしっかりと伺っていくことが必要であると思っております。したがって、厚生労働省におかれましては、日弁連が公表した別添の意見書の内容も十分に踏まえた形で進めていただきたいし、福祉部会にもそれをお伝えし、意見を聞いていただきたいと考えております。

今後の中長期的課題の点においては、毎回、私、委員として発言をしておりますが、改めて繰り返します。厚労省では意思決定支援の確保と表記されていますが、特に支援付き意思決定の確保について、権利保障の観点から、全ての地域においてそれが保障されていくべきであるということを改めて申し上げたいと存じます。そして、中間検証報告書にも書かれておりますけれども、新しい事業を進めていくに当たっても、必要な相互牽制機能が十分に確保されていく必要があると考えます。

意見書のポイントは主に3点でまとめております。13ページを見ていただきますと、まず1点目は、新たな権利擁護支援事業が、本人の自律、意思及び選好を尊重する支援付き意思決定の仕組みであると位置づけた上で、一人ひとりに適した支援を提供できる制度としていただくこと。2点目は、「意思決定支持者」「権利擁護支援委員会」「権利擁護支援

専門員」の三主体を社会福祉法の法文上にも明記し、相互に独立した立場から確認・評価し合う相互牽制機能を確保していただくこと。3点目は、資力の有無にかかわらず誰もが安心して支援を受けられる仕組みとするために、国の責任で全国的に権利擁護支援事業を整備していくその体制整備が必要であることです。これらの点をしっかりと意識した上で、施策を推進していただきたいと考えているところでございます。

先ほど、中核機関の関連で十河委員からも、最近、中核機関における会議が、成年後見人の割当て、つまり、誰が後見人等を担うかという部分ばかりにどうも集中しているようであるとの御指摘もありました。そもそも中核機関はどのような存在なのかといえば、地域における総合的な権利擁護支援に関する旗振り役であるはずですから、このような役割をどのように位置づけ、かつ、担っていけるかについて、中核機関の法定化の議論においても重要な視点と考えています。

それを踏まえて、私としては、今後の中核機関の法定化の議論において、支援付き意思決定ないし意思決定支援の確保という部分を、まさに中核機関の中核的な取組内容として、中核機関の機能の1つに法文上、明記していただきたいと考えております。

その上で、新たな成年後見制度、最近では「終わることのできる後見」というフレーズも聞かれていますが、中核機関が地域の成年後見実務の運用面を支えつつ、後見制度が始まる前又は終わった後においても、新たな事業も含めた様々な総合的な権利擁護支援事業も含めてモニタリングしながら、地域全体の支援付き意思決定、権利擁護支援の体制を確保、拡充していくという方向性が求められるのではないでしょうか。以上について、私の意見とさせていただきます。

○菊池委員長 ありがとうございました。

それでは、馬渡委員、お願いします。

○馬渡委員 馬渡でございます。

私からは成年後見制度の見直しを見据えた視点から簡単に意見を申し上げます。法制審の部会で「終われる後見」についての議論が進められているところですけれども、この議論の見直しの方向性がしっかりとしたものになるためには、制度利用を終えた後に、御本人が尊厳のある本人らしい生活を継続できる仕組みが整備されることが不可欠であろうと考えております。

裁判所におきましては、成年後見制度の見直しだけではなく、厚生労働省から報告のあった社会保障審議会における議論の状況等も注視しながら、また、第二課長から先ほど報告させていただいた家庭裁判所の各取組を通じて、福祉・行政等における権利擁護支援の実情やチームによる支援の意義等を理解して、より広い視野から成年後見制度の運用を適切に行っていく必要があると考えております。

また、裁判所を離れた視点から申し上げると、御本人に確実に支援を届けるためには、成年後見制度のみならず、社会保障審議会で検討されている新たな日常生活自立支援事業の枠組みや、さらには御本人自身による日常的な金銭管理を可能とする仕組みなど、地域

全体で御本人を支えるための体制整備が極めて重要になるのだろうと考えているところです。

また、中核機関の関係ですが、これまでこの会議で委員から御指摘がございましたが、「法改正後の世界」を考えるときに、支援機能を担う福祉・行政等の側と制度の運用・監督機能を担う家庭裁判所との連携の強化は、今後一層重要になってくると考えております。例えば、後見人に関する苦情対応の場面におきましては、後見人を含むチームの支援を行う福祉・行政・専門職団体と、後見人に不適正・不適切な事務の疑いがある場合に監督権を行使して対応する家庭裁判所が、それぞれの機関の性質を踏まえて適切に役割を分担することによって連携が図られることが重要であると考えております。現在、社会保障審議会において中核機関の位置づけに関する議論がされておりますが、例えば、中核機関と家庭裁判所の間で個人情報等を相互に共有することができるようになれば、こうした苦情への対応もより迅速かつ柔軟にできるようになるのではないかと考えるところです。

いずれにしても、来年度には次の基本計画の策定に向けた議論が予定されております。成年後見制度の見直しの動向も踏まえつつ、各地域の家庭裁判所が適切にその役割を果していくことが重要でございまして、我々最高裁家庭局としても家庭裁判所に対する支援を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○菊池委員長 ありがとうございました。

それでは、ここからはオンライン参加の皆様にお願いいたします。大塚委員、お願いします。

○大塚委員 私のほうからは3点お話ししたいと思います。1つ目は第二期の成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書のポイントということで、特に今後の対応として総合的な権利擁護支援策の充実、生活全般等のサービスにおける意思決定支援の在り方の検討について意見を述べさせていただきます。24ページにもありますが、先ほどからも出ています参考資料としての意思決定支援の確保を図る取組ということで、中核機関コーディネート機能強化事業というものの説明がございます。その中において、本人と同じ生活者の視点を持つ地域住民や当事者が意思決定を支援するという重要な視点が書かれています。ありがとうございます。それだけではなくて、各種の生活支援サービスを利用している場合には、サービス提供事業者による関係性の濫用に対する牽制効果ということが書かれています。これも重要な考え方だと思っています。

ただ、その後に本人と意思決定支援サポーターの間の信頼関係ということを考えれば、支援する人たちの信頼関係に基づく協働によるチームづくりというのがあって初めて牽制機能というのも生きるのではないか。最初から牽制機能ということの厳しいというよりは、まずは信頼関係が必要だということで、協働によるチームづくりが必要だと思っています。この協働によるチームづくり、その仕組みを担保するような予算的な確保、あるいは法的なことも含めて支援体制整備ということが重要ではないかと思っております。

2番目に、その下のチャートにあります意思決定支援センターによる様々な意思決定支援の事柄、その中に定期的なモニタリングということも含めて書かれておりますが、モニタリングという言葉があれば、その前に本人と環境の適切なアセスメントがあつて初めて意思決定支援も可能となる。アセスメントの重要性というものをきちんと位置づける必要があるのではないかと思っております。

第3番目は、20ページにあります障害分野における障害者への意思決定支援・権利擁護のあり方に関する調査研究事業というのが行われております。これについても障害だけではなくて、高齢分野、あるいは後見事務の分野においてもガイドラインなどができる、それぞれの分野で発展がなされていると思っております。それぞれの分野における独自性、固有性を発展させるということは非常に重要な観点と考えておりますが、ただ、意思決定支援という普遍的な概念をこれから発展させるということであれば、やはり統一した基礎的な考え方、ガイドライン等が必要ではないかと考えております。

以上です。

○菊池委員長 ありがとうございます。

上山委員、お願いします。

○上山委員 私からは第三期計画の策定を見据えて、中長期的課題の観点から2点意見を申し上げます。

第一に、意思決定支援に基づく簡易な日常的金銭管理の支援の仕組みの制度化に向けた検討の必要性です。現在法制審議会で議論されている法定後見制度の適用範囲の限定化に伴う総合的な権利擁護支援策の充実という観点から、本来導入が期待されていたのは、厚生労働省がモデル事業として取り組んできた簡易な金銭管理などを通じ地域生活における意思決定を支援する取組の法制化であったように思います。

しかしながら、この内容は現在社会保障審議会福祉部会で議論されている新しい第二種社会福祉事業には残念ながら明確な形で取り込まれてはおりません。既に多数の委員から同種の指摘があったかと思いますが、こうした仕組みを地域で準備できるか否かは、新しい成年後見制度の運用に極めて大きな影響を与えるものと思われますので、ぜひとも制度化に向けた前向きな検討を期待したいと思います。具体的な制度設計としては、先ほどの青木・水島提案のものが十分に参考に値すると感じました。

第二に、成年後見制度利用促進法の実態、規定の充実に向けた検討の必要性です。成年後見制度の基本的な枠組みを構成する法規定は、民法改正後も民法をはじめとする民事法制の中に置かれることになるわけですが、成年後見制度の運用に当たっては、市町村・都道府県・国などの行政が果たす役割が大きいことは論をまたないところです。現在、社会福祉法の改正などを通じて中核機関の法制化などの議論が進められているところですが、制度の適正な運用を担保する仕組みとしては、例えばほかにも成年後見制度利用支援事業など重要なものが存在いたします。さらに、今後の主要な担い手として注目される法人後見について、実施団体の適正な担保を図るための認証制度などの導入や、持続可能な活動

を保障するための公的な財政支援の導入などの課題も挙げられます。

私としては、将来的にはこうした成年後見制度の適正な運用に関わる様々な行政上のルールを丁寧に整理した上で、できれば1つの法律の形として必要な範囲で法制化を行い、全体の見通しをよくすることが望ましいのではないかと考えます。

また、具体的な実現手段としては、差し当たり成年後見制利用促進法の見直しが取り組みやすいように感じます。成年後見制度利用促進法につきましては、これまで法律の名称変更などを含めて幾つかの提案もあったように思いますので、いずれかの機会にこの法律の包括的な見直しを行うべきであろうと考えます。

以上です。

○菊池委員長 ありがとうございます。

久保委員、お願ひします。

○久保委員 ありがとうございます。

成年後見制度の見直しを皆さんで進めていただき、感謝を申し上げたいと思っております。私たちが望んでいました必要なときに必要な間、後見制度を使えるということも検討していただき、ありがとうございます。

成年後見制度、後見人がつく暮らしというのは、見方によっては、自分以外の人につくられた人生を歩むということにもつながるのではないかなと思っております。その意味では、現在議論していただいている、必要なときに必要な間だけ後見制度を使えるということを歓迎いたしますが、本人の意思決定支援の重要性をさらに考えていただきたいというふうにも思っております。

それとともに、地域の権利擁護支援とか中核機関が全国で同じように支えていただけるのか、使えるのかということ。会員のほうからもたくさんそういう意見が出ております。どこに住んでいても同じように安心して暮らせる状況になるということが重要と考えております。

また、今後のことですが、地域の新しい日常生活自立支援事業が絵に描いた餅にならないようにしていく必要と、その担い手の育成が重要だというふうに会員からも声が上がっておりませんので、人材の育成と理解を進めていただきたいと思っております。それに向けての予算組みというのも必要かと思っております。

以上です。

○菊池委員長 ありがとうございます。

河野委員代理の藤元様、お願ひいたします。

○藤元代理 宮崎県、藤元と申します。

都道府県の役割は、広域的なネットワークづくりと研修の実施や助言を通じた市町村の支援でございます。現在の都道府県の状況でございますが、県においてはKPIがある程度達成され、今後は市町村・中核機関の支援が課題となっているところ。また、市町村が先行して取組を進めていて、県レベルでの取組、体制整備等が、若干遅れているところ。それ

から県レベル、市町村レベル、どちらもこれから取組を進めていくところ、の3つに分けられるかと思います。地域の実情に応じて必要な支援をお願いしたいと思っております。

宮崎県の状況でございます。中核機関ごとの機能で見ますと、中山間地域において、特に権利擁護支援チームの形成支援や自立支援機能、コーディネート機能などの実施状況に、大きな差が生じております。その理由は、マンパワー、ノウハウ、予算の不足があり、そのような中、取組を活性化していくために今後どのように対応していくのか苦慮しているところでございます。他の都道府県との意見交換の中でも、市町村の優先度をどのようにして上げていくかが課題という意見を伺っております。

現在、制度の見直し、中核機関の位置づけ及びその役割について検討が進められているところでございますが、中核機関の機能強化が非常に重要であると考えております。都道府県の体制整備を進めるための支援を今後とも継続的にお願いするとともに、中核機関の位置づけ及びその役割を明確に整理いただき、体制整備及び機能強化に向けて国からの強力な支援を引き続きお願いしたいと思います。

都道府県から1点要望でございます。ありがとうございます。

○菊池委員長 ありがとうございます。

住田委員、お願いします。

○住田委員 私からは3点意見を述べさせていただきます。

1点目です。資料1の26ページ、日自と身寄りのない高齢者等の課題に対応するための取組の実施についてですが、ほかの委員からも御意見がありましたように、実施主体や補助率はこれまでの日自の立てつけのままであります。日自の課題の一つとして、市町村が実施主体になっていないため、事業に関する市町村の関心のなさというものも挙げられています。そのため、指定都市以外の市町村にも実施主体としての意識を持つための仕組みや工夫が必要と考えます。

2点目です。中核機関の位置づけについてです。資料1の13ページです。「市町村は、家庭裁判所から後見人等の選任・交代・終了の判断に当たって意見を求められた場合に、必要な範囲で、適宜・適切に応答を行う」とあります。今後、中核機関の法制化の際には個人情報の課題は解決できると思いますので、家裁から意見を求められると同時に、市町村からも家裁に後見人等の選任・交代・終了の調整などに当たり意見を求めることが想定されますので、主語が「市町村」と「家庭裁判所」の双方であることが望ましいと考えます。

最後に3点目、親族後見人の支援と不正防止についてです。令和6年の親族後見人の選任割合は17.1%と毎年1%ずつ減少しています。資料1の3ページ、担い手の確保・育成の支援では「親族後見人に対する支援の充実」とありますが、市町村では親族後見人の存在を把握することも難しい状況です。他方、中核機関では申立て時から相談があったケースは、その後も親族後見人からの相談対応、報告書作成のための相談支援、特に新書式になってからは苦戦している親族が増えていると思われます。また、親族後見人は事務に当

たり、後見人の裁量の範囲が分かりにくいこと、困ったときにも家裁への相談は心理的なハードルが高いことなども挙げられます。

さらに、中核機関では関係者から親族後見人に対する苦情、親族後見人から後見監督人に対する相談や苦情もあります。中には不正流用を行った親族後見人が、家裁をうまくごまかすことはできないかという相談や、不正を知った知人に連れられて親族後見人が相談に来られることもあります。参考資料10の不正事例では、直近3年間の推移を見ると、約87%が専門職以外の親族後見人であり、平均被害額は5.4億円で、横ばい傾向にあります。後見支援信託や監督人以外にも不正防止と親族後見人支援という観点からの取組が必要と考えます。

以上です。

○菊池委員長 ありがとうございます。

高門委員代理の井上様、お願いします。

○井上代理 伊方町長の代理で出席しております長寿介護課長の井上でございます。

私からは社会福祉法の見直しに関する検討状況について、3点意見を申し上げます。

まず1点目、身寄りのない高齢者等への対応についてです。日常生活自立支援事業の拡充が無料または低額の公的サービスとして検討されていること。また、入院入所等の手続支援や死後事務の支援が新たに加わる方向であることは、高齢化が進む市町にとって安心につながる有意義な見直しと考えております。

一方で、社会福祉協議会の業務は既に多岐にわたっており、拡充後は一層の専門員、生活支援員等の人材不足が懸念されます。事業を持続的に進めるため、国として人材と財源の確保をぜひお願いしたいと思います。

次に2点目、成年後見制度の見直しについてです。家庭裁判所において、後見等の終了等判断するに当たり、家庭裁判所は市町村等に対して、本人の保護の状況、その他必要な事項につき意見を求めることができる旨の規律を設ける検討がされているところです。町村は現に現行制度の下で、適切に家庭裁判所からの照会に応じており、今後、法定後見開始の要件及び効果等、終了に関する見直しが行われれば、家庭裁判所の審査件数の増加に伴い、町村への照会回数や範囲も増大することが懸念されます。求める情報については、町村が既に保有する情報のみとするなど必要最小限とし、町村に過度な負担が生じることがないよう、慎重に制度設計を行うことを強く要望いたします。

最後に3点目、中核機関の位置づけ等についてです。市町村が中核機関を設置できる旨を規定することが検討されており、委託も可能とする方針とのことですですが、大規模自治体であれば、社会福祉協議会等が委託先として検討されるところ、人口7,500人程度の伊方町規模の自治体では社会福祉協議会の人材や財源も十分ではないため、委託は困難と考えております。

また、小規模自治体では新たな専門職の確保が難しい状況が続いている。限られた人材で対応するために個々のスキルアップが重要と考えますので、国・県・圏域レベルで実

践的な研修や先駆的事例の情報提供等、人材育成への支援をお願いしたいと思います。

私からは以上です。

○菊池委員長 それでは、高橋委員、お願ひいたします。

○高橋委員 水戸市長の高橋です。私のほうから取組事例の御紹介と、要望・意見等を言わせていただきたいと思います。

まず、高齢者や障害者、身寄りのない方への支援の課題など、権利擁護支援に関するニーズは今後ますます多様化し、増大していくということで、自治体等の担う役割が大変大きくなってくるというのを想定をされているところであります。

こうしたニーズへの対応につきましては、先ほど資料1の中で中核機関の法定化等の地域連携ネットワークづくり、それから機能強化でありますとか、身寄りのない高齢者等を対象とした総合的な権利擁護支援策の充実等の取組状況について御説明をいただいたところでもございます。

市町村が設置する中核機関に関しましては、地域の支援ニーズが多様化・増大化する中で、相談支援などの需要が増えていくことが想定されているところでもございます。水戸市では市単独で中核機関を運営しておりますが、そのほかに周辺8市町村との連携による広域中核機関というものを設置しています。これは水戸市が連携中枢都市となって、周辺8市町村と構成するいばらき県央地域連携中枢都市圏における一つの事業として実施をさせていただいている。

もし映ればあれなのですけれども、こういう体系でやっています。ちょっと分からぬですね。すみません。この地域全体で成年後見制度の利用促進を図るための体制整備を行いまして、市町村単独では対応が困難な課題を解決できるように、その機能強化に努めているところでございます。先ほど意見で小さな市町村はこれがなかなかできないということだったのですが、水戸市を中心となって全体9市町村でやっております。こういうことも一つの連携事業の事例としてはいいことかなと思っています。

中核機関が安定的に支援を行うためには、その位置づけや役割を明確化するほか、人員の確保をはじめとする十分な実施体制の確保についても留意が必要であると考えています。

また、身寄りのない高齢者の支援に関する新事業につきましては、原則的に利用料負担での実施が想定されている一方で、その利用料については減免等が可能とされているなど、安定的に事業を運営するための財政的基盤の確保が懸念をされているところでございます。

こうしたことを踏まえて、今後の検討に当たっては、支援を必要とする人に安定的にサービスが提供されるように、制度の充実・強化に加えて、実施機関における実施体制の整備や財政基盤の確保といった観点も十分に踏まえていただくようお願いしたいと思います。

少々オーバーしてすみませんでした。以上です。

○菊池委員長 ありがとうございました。

以上、本日御参加の委員の皆様から御意見を頂戴することができました。どうもありが

とうございます。

私の認識しているところでは、明確な御質問という形ではなかったかなと思うのですが、事務局としてはどうでしょうか。とは言いつつ、様々な御意見等を承った上で、今の時点でお答えできる部分についてはお答えするという形で、休憩後に再開すると。そういうことでもよろしいですか。

○占部成年後見制度利用促進室長 ありがとうございます。少し整理をして、幾つかお答えしたほうがよい論点もあったかと思いますので、休憩を挟んでお答えをさせていただければと存じます。

○菊池委員長 それでは、そのようにさせていただきますので、その準備も含めまして10分ほどお時間を頂戴したいと存じます。17時30分に再開とさせていただきます。よろしくお願ひします。

(休 憇)

○菊池委員長 それでは、17時30分になりましたので、会議を再開させていただきます。

関係省庁等からの御回答ということですが、厚生労働省のみと伺っておりますので、よろしくお願ひします。

○占部成年後見制度利用促進室長 厚生労働省でございます。

次期の計画の策定に向けてかなり幅広く御指摘をいただいたと思っております。その中でも多くの御指摘がございましたのは、資料1の中にお示ししている新たな事業についてと思っております。この事業については、まず前提として、5ページのところでございますが、「2. 身寄りのない高齢者等への対応」と右側の「3. 成年後見制度の見直しへの対応」ということで、要は、2ポツの②の部分と3ポツの①の部分を踏まえて新たな事業という議論をしているということがございます。

一方で、身寄りのない方への支援という部分がこの間の議論の色彩としてすごく強く出ているのではないかという御指摘もいただいてございます。これについては、もともと判断能力のない方と身寄りのない方について、いずれも地域の中で自立して生活していくという観点から申しますと、日常的な金銭管理とか福祉サービス等の利用支援、それから今、新たに追加しようとしている入院入所手続支援などの生活支援とか死後事務の支援、こういったものが必要だということについては共通しているであろうということで、新たな事業ということで御提案をしているということでございます。これはあくまでも社会福祉法の枠組みの中で具体的な支援の内容に着目して、社会福祉法の第二種事業の枠組みの中で新たな事業ということでつくろうとしているわけですけれども、制度上は同じ事業の対象者であっても、運用上はその支援対象者の状況に応じて必要な支援を組み合わせて実施するということが当然考えられるだろうと考えております。したがいまして、あくまで法律上の事業の議論として今のような議論が行われているということをまずお話をさせていた

だければと思っております。

併せてまして、事業の構成として、今のこの議論としては第二種社会福祉事業ということを議論してございますので、実施主体については特に制限を設けていないということであります。今の日常生活自立支援事業、法律上の福祉サービス利用援助事業も同じ第二種社会福祉事業ですので、同じく実施主体に制限はないわけすけれども、事実上、現在は予算事業としての日常生活自立支援事業という形で社会福祉協議会において実施しているということですが、今後この新たな事業については、身寄りのない方への支援という観点から言っても、支援ニーズというのは様々広がってくると思っておりますので、多様な主体の参入ということも含めて検討していきたいと考えているところでございます。

もう一つ、新たな事業との関係で申しますと、身寄りのない方への地域における支援について、市町村の関与というのをどう考えるのかという御指摘もあったかと思っております。資料1の16ページを御覧いただきますと、これは9月8日の福祉部会においてお示ししている資料ですけれども、権利擁護支援の地域連携ネットワークと身寄りのない高齢者等への支援体制ということで、あくまでイメージとしてお示ししてございますが、従来からある中核機関を中心とした権利擁護支援の地域連携ネットワークと身寄りのない高齢者等への支援体制については、一定程度重なり得る部分もあるだろうと思っております。

といった中で、現在議論している新たな事業については、真ん中のところで、要は、こういった支援のツールの一つ、日常生活自立支援事業という形を少し拡充する形で新たな事業という御提案をさせていただいているということですけれども、こういった支援体制をどうやって組んでいくのかという中で、福祉部会での議論におきましても、市町村の役割をもう少し明確にしてはどうかというような議論もございます。これも踏まえまして、我々としてもどういうことができるのかということについては、引き続き検討させていただいているという状況でございます。

併せて、15ページのところで、今の中核機関を中心としたネットワークの構成員の中に法務局を追加してはという御指摘もございました。これもどういった形でお示しするかということについては引き続き検討させていただければと考えております。

ひとまず私からは以上でございます。

○野村認知症総合戦略企画官　老健局の企画官の野村でございます。よろしくお願ひいたします。

先ほど星野委員から介護保険部会で枠組みとして地域包括支援センターを中心とするものを御提案させていただいているということでお話をいただきました。身寄りなし高齢者、そして介護保険の世界において中核的な役割を担う者として地域包括支援センターの御紹介をさせていただいておりますし、様々な先行自治体において地域包括支援センターを核とした取組というところで、それをベースに法的な位置づけを含めて検討していくといったことを御紹介させていただいたわけでございますけれども、まさに御指摘いただいておりますとおり、そして本日多くの方から御指摘をいただいておりますとおり、本当に多く

の方がこの成年後見、権利擁護ということで御助力いただいているというところがございますので、地域の色々な取組、そういったものを含めてもちろん考えてまいりますし、地域包括支援センターでなければ駄目といったような前提で議論というわけではありませんので、今後制度を考えていく中で多様な機関との関係といったことも含めて考えてまいりたいと思います。

○米田地域生活・発達障害者支援室長 私、厚生労働省障害保健福祉部の地域生活・発達障害者支援室長の米田と申します。

私どもは障害者の担当をしておりまして、先ほど上山委員から法人後見についての御意見をいただきまして、今、私どもが法人後見を担当しておりますので、取組を紹介する形で共有をさせていただければと思います。

資料1の21ページを御覧ください。こちらは今年度これから立ち上げていく調査研究事業ということになりますけれども、この中で「(2) 主な調査内容」のイのところで、「法人後見の担い手の育成に向けた調査」を行うこととしております。現在法人後見を実際にやっている団体などにヒアリングをしまして、その活動状況とか運営状況について実態把握をしていくことで、今後は望ましい法人後見の在り方を示すガイドラインの作成に向けて整理を行っていきたいと思っています。今から始める調査研究ですので、次年度以降にも続くわけですが、今、こういった取組を行っているということでございます。

以上です。

○野崎地域福祉課長 私のほうからも少し補足をさせていただきます。地域福祉課長の野崎でございます。

先ほど市町村の支援体制の話がございましたけれども、資料1の16ページにお示ししている福祉部会の資料については、権利擁護支援の地域連携ネットワークと身寄りのない高齢者等への支援体制の2つを示していますが、そもそも社会福祉法においては包括的な支援体制を整備するという市町村の努力義務がございまして、この福祉部会の議論でも、包括的な支援体制の整備の中に、身寄りのない高齢者の方への支援であるとか、権利擁護、意思決定支援が必要な方への支援であるとか、そういったことも含まれることを明示してほしいという御意見があります。今回の中核機関の設置や権利擁護支援のネットワークを構築することなども、包括的支援体制の具体化の一環だと考えており、前回の福祉部会でも議論いただいたように、身寄りのない高齢者の方への支援や権利擁護支援も含めて、市町村の包括的支援体制整備の努力義務の中にどのように位置づけていくのか、法律レベルになるのか、運用のレベルになるのか、今後法制的な整理をしてまいりますけれども、全体的な方向感としてはその中に位置づけていくことを考えていきたいと考えております。

○菊池委員長 一通り御回答いただいたところでございますが、委員のほうから何かございましたら、いかがでしょう。水島委員。ほかにはいらっしゃいますか。星野委員。オンラインでは上山委員。お三方ということで、まず水島委員からお願ひします。

○水島委員 厚生労働省に質問させていただきます。厚生労働省の資料24ページの意思決

定支援の確保を図る取組ということで、中核機関コーディネート機能強化事業というものがございました。本日、時間の関係もあって御説明の時間が限られていたかと思うのですが、先ほど私が発言した意見書の趣旨等と照らし合わせますと、これは、中核機関が権利擁護支援委員会の一部の機能を持ちながら、利用者の意思決定支援の確保がなされているかどうかをモニタリングしていくようなイメージなのかどうかということが1点目の質問です。ポンチ絵からしますと、中核機関が意思決定サポーターと利用者とをマッチングしていく、更に必要に応じて中核機関から専門職に相談する、ということも想定されているようであり、これは、中核機関が権利擁護支援委員会のような役割を果たし、かつ、意思決定支持者、権利擁護支援専門員等の主体や役割を想定したイメージにも見えるため、その確認のための質問でございます。

2点目は、このような中核機関によるモニタリングや意思決定サポーターへのサポートの在り方、特にサポーターの支持者性を維持するために専門性のある者によるサポートの方法や内容、更に各主体に対する研修の在り方等、様々なことを検討する必要があるところ、今後どのような形でこれらの具体化を考えておられるのかについて、ぜひお伺いしたいと思っております。

3点目は、今回の機能強化事業についての予算は、市町村ごとに基準額が100万円ということなのでしょうか。先ほどの機能強化の点を想定すると大変心もとない気がしておりますが、まずは具体的にどのような費目としての活用が可能なのかということも、現時点での検討で結構でございますので、併せてお伺いできればと思っております。

○菊池委員長 ありがとうございます。

お三方ですので、お一人につき一答式で。ここでお答えいただきましょうか。

○占部成年後見制度利用促進室長 今、御指摘がございました中核機関のコーディネート機能強化事業ですけれども、現在要求中ですが、23ページのところの市町村に対する中核機関のコーディネート機能強化事業でありますと、市町村に対して、こういった取組を行う場合に加算を行います、という事業であります。基本的には今年度まで実施してございますモデル事業の取組とかそういったことも参考としながら、具体的な取組について、この事業を活用しようとする市町村において取り組んでいただくということを想定しております。事業の要綱ですかその辺りはこれからということありますけれども、事業のスキームとしてはそういった状況でございます。

○菊池委員長 ということでございます。よろしいですか。

○水島委員 はい。今日のところは。

○菊池委員長 今日のところはということで。

それでは、星野委員、お願いします。

○星野委員 ありがとうございます。

私のほうからは、法改正の部分のところで、社会福祉士会から出している意見書の中で、先ほども発言しましたが、民法改正ではかなわない事柄として例えば虐待防止法、介護保

険法の改正という御提案をしております。今日答えていただかなくてもよろしいのですが、こういったことをどこで検討するのか、しないのか。検討されるというふうに期待はするのですけれども、そこをどこでどのように考えていらっしゃるかということ。

あと、先ほど上山委員も発言されていましたが、利用促進法の名称であるとか法の中身の整理のようなところは、専門家会議なのか、あるいはどういうところでこれから議論ができるのかどうかというところについては、この方向性を教えていただきたいと思いまして、重ねて発言しました。

○菊池委員長 いかがでしょうか。個別部局としては直ちに答えがたいことがあるかと思いますが、何かございますか。

○占部成年後見制度利用促進室長 今、御指摘に上がっているものについて、個別法もそれぞれございます。また、成年後見制度利用促進法の位置づけについてどうかという御指摘もいただいているけれども、直ちにこういった形でとお答えはできませんが、基本的には個別法について議論するということになれば、それぞれの法を所掌する審議会において御議論いただくことになろうかと思いますけれども、そこは今後の御議論等も踏まえながら、我々としてどういう対応ができるかということは考えさせていただきたいと思います。

○菊池委員長 御意見として承らせていただきます。

それでは、上山委員、お願いします。

○上山委員 ありがとうございます。

私から新しい第二種社会福祉事業の内容について、2点お尋ねをしたいと思います。現在社会保障審議会で審議中ということは承知しておりますので、明確なお答えは難しいかと思いますが、現時点での想定についてお答えいただける範囲で教えていただければ結構です。

まず、第1点はこの制度の利用対象者についての確認となります。身寄りはないけれども十分な判断能力があるという高齢者について、新たに導入が検討されている死後事務等だけではなく、現在既に日常生活自立支援事業の対象である金銭管理サービスや福祉サービス利用援助事業までをも含めて利用可能という想定でいらっしゃるのか、この点をまずお伺いしたいと思います。

次に第2点目です。現在の日常生活自立支援事業については、その適正な運用を担保するための制度的な保障として、契約締結審査会や運営適正化委員会などの設置が整備されているかと思います。現在の構想では、新しい第二種社会福祉事業の実施主体について、都道府県社協に限定せず、民間事業者の参入等も想定されていると承知しておりますけれども、仮に一般の民間事業者が実施主体となった場合に、現在社会福祉法などで担保されている運営適正化委員会などの設置というのは、当然に民間事業者に対して求めることができないという可能性が法制上はあるようにも感じられるわけです。そこで、仮に民間事業者が参入した場合に、現在の日常生活自立支援事業の適正な運用を担保しているこうし

たスキームについて、どこまでその整備を求める形で検討されているのか。現時点では何かお考えの点があればお聞かせいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○菊池委員長 いかがでしょうか。

○占部成年後見制度利用促進室長 ありがとうございます。

まず、1点目の身寄りはないけれども十分な判断能力のある方が現行の日常生活自立支援事業での金銭管理とか、そういったものが利用できるのかという御質問でした。これにつきましては、制度の対象者として、まず身寄りはないけれども十分に判断能力がある方というのは、身寄りがない方というので事業の対象にはなります。併せて、事業の対象になりますので、事業によって提供する支援内容についても制度上は利用できる。ただ、十分な判断能力がある場合に、果たして金銭管理を毎回利用することが必要なのかというのは、当然議論としてはあるだろうと思います。これは制度上の問題というよりも、運用面で必要な支援を提供するということを考えた場合に、本来必要ないところについてまで支援を必要とするかというところについての整理が必要だと考えております。

2点目につきましては、現行の日常生活自立支援事業、社会福祉協議会で行う福祉サービス利用援助事業については、運営適正化委員会が事業の適正管理について担当するという制度になってございます。民間については、現時点では同じように運営適正化委員会において適正管理をするということは想定してございませんけれども、一方で、民間主体が事業を運営するときに、そういった適正管理の部分について何か必要がないのかという議論。これは福祉部会でもございまして、それを踏まえて、どういったことを行うのかということについては、むしろ事業を実施していくまでの間に細部については詰めてまいりたいと考えております。

○菊池委員長 ということでございます。

○上山委員 ありがとうございます。

死後事務等の追加が予定されている領域については、もともと消費者問題として非常に社会問題化していた部分ですので、くれぐれも適正な実施が行われるような御検討を社会保障審議会福祉部会のほうでも御審議いただければと思います。

ありがとうございました。

○菊池委員長 ありがとうございました。

現在、社会福祉法改正に向けた議論が社会保障審議会福祉部会を中心にしてございますけれども、まさに野崎課長が言わわれたように、社会福祉法改正に向けた方向性というのは、地域住民に対する包括的な支援体制のさらなる整備をどう図っていくかという大きな枠組みがあって、その具体化として様々な課題に対して、それぞれどう対応していくかという形で論点がいろいろ立てられると私も認識しております。こうした中で、本日皆様からいただいた課題、先ほども事務局から答弁がございましたが、さらに今日の議論を参考にしていただきながら深めていただくということで、私からは今日のここでの議論を福祉部会で少し紹介していただくという形を御検討いただきたいなと思っていますので、お願

いします。

○占部成年後見制度利用促進室長　はい。

○菊池委員長　それから、老健局、先ほどお話しいたしましたけれども、私は介護保険部会に出ていますが、前回かなり踏み込んだ形で御検討いただいたなと思っておりましたが、今日も御指摘ございましたように、ともすると介護保険、自己完結的な形での議論にならないように。別に閉じられているわけではないのですけれども、福祉部会もそうですし、本日のここの専門家会議の議論もそうですが、そういった会議体での議論も見ながら検討を続けていただきたいと思います。

あと、障害部も来ているので、障害部には申し上げているのですが、今、基本計画の策定でいっぱいのところで、大変な状況にあると私も承知していますけれども、縦割りをなくすという方向での包括的支援体制とか重層事業の議論ですので、こういった論点について障害者部会のほうでもぜひ御検討いただきたいということで、改めて持ち帰っていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○米田地域生活・発達障害者支援室長　はい。

○菊池委員長　すみません。ちょっと時間を取りまして。

ということで、引き続き議論を進めていますが、今日の皆様からの御議論を十分に生かしていただきたいと思ってございます。

申し訳ございません。あと5分ほどしかございませんが、「今後の進め方について」ということでございます。まず、事務局から現在の検討内容について御説明をお願いいたします。

○占部成年後見制度利用促進室長　今後の専門家会議の進め方についてですけれども、現在事務局において想定している内容を御説明させていただきます。御案内のとおり、現行の第二期計画の計画期間は来年度までございまして、今後は次期計画の策定に向けて検討を行っていく必要があります。このため、来年度以降に成年後見制度利用促進会議から専門家会議に対して、次期計画に盛り込むべき事項について意見を求めるという手続が行われた後に、本格的に専門家会議における検討を開始することを念頭に置いております。

検討の進め方ですけれども、第三期計画に盛り込むべき事項につきまして、専門的かつ詳細な調査検討を行うために、専門家会議運営規則第8条第1項に基づき、ワーキンググループを設置してはどうかと考えてございます。ワーキンググループですけれども、親会議である専門家会議より少人数で組織しまして、特定の検討課題を議論していただくことを考えております。その際、ワーキンググループは2つとしまして、それぞれ取り扱う検討課題のイメージとしまして、1つ目が成年後見制度の見直し後を見据えた後見制度の運用の在り方について検討を行うワーキンググループ、もう一つは引き続き課題となっております地域の権利擁護支援体制の整備・強化について検討を行うワーキンググループとしてはどうかと考えております。

各ワーキンググループの構成につきましては、1人1ワーキンググループに所属するも

のとして、運営規則第8条第3項に基づき、委員長が所属すべきワーキンググループを指名するということを想定しております。ワーキンググループでの検討内容を踏まえつつ、適時専門家会議において全体の議論を行うことを念頭に置いております。

以上、現段階で事務局において検討している内容ですけれども、以上のとおり御案内をさせていただきました。よろしくお願ひいたします。

○菊池委員長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明に対しまして何か御意見、御質問がおありの方はお示しいただきたい。会場の方は挙手、オンラインの方は挙手機能を使ってお示しいただきたいと思います。会場では青木委員、水島委員。オンラインではいかがですか。おられませんね。

それでは、青木委員からお願ひします。

○青木委員 本日参考資料でお配りしました今後の体制に向けた様々な課題というところにもありますように、成年後見改正に伴う運用の問題と社会福祉法に基づく課題という2つに入り切らない、成年後見の改正に伴う関連法制度の整備という課題があると思います。そういうことについては、先ほどの話で行きますと、どこで検討することになるのかということも含めて整理をいただきたいと考えております。

それから、意見書の12ページの最後のところで推進体制が重要だというふうに書かせていただきまして、各市町村ごとの実情に応じて施行までに具体的な体制整備をするには、それぞれの地域の実情に応じて細かなものが必要だと思いますが、そういった今後の第三期計画における推進体制みたいなものも検討する必要があると思っておりまして、これは必ずしも厚労省だけで検討できることでもないと思っておりますが、そういったことは先ほどの2つのワーキング、いずれでどのように検討できるのかということもあると思っております。そういう意味で言いますと、2つに分けていただくだけではなくて、そういった観点からの検討を集中的に行うということについても新たな枠組みが必要であれば、御検討いただけないかと思っております。

また、委員については、いずれかのワーキングでというお話をありましたけれども、オブザーバー参加も含めて、両方の議論を委員が確認できるというようなスタイルも含めて検討いただきたいと思っております。

以上です。

○菊池委員長 ありがとうございます。

ただいまの御意見につきまして、事務局から何かお答えできることはありますか。

○占部成年後見制度利用促進室長 今ほどいただいた御提案も含めて、どういった形が取れるかということについては、来年度に向けて引き続き検討したいと考えございます。

○菊池委員長 それでは、水島委員、お願ひします。

○水島委員 私は、シンプルに申し上げて、意思決定支援の観点からすると、本人自身がいろんな選択肢をいただきながら自分なりに決めていく、こういう観点が非常に重要なと思っています。最終的には委員長御指名ということは規則上もちろん承知しておりますけ

れども、各委員の皆様にそれぞれのワーキングへの所属希望その他意向も聴いていただいた上で最終的に決めていただくと。こういった決め方、プロセスをぜひ御検討いただきたいと思います。

以上です。

○菊池委員長 この点は私に向けられたご指摘とも受け止めましたが、従前のやり方についても承っておりますので、そういった参加の仕方というのも踏まえ、皆様のご意向というのは尊重する必要があると思いますし、一方、通常の政府の会議体がどうやって限られたリソースを取りまとめに向け当てていくかという観点から、それは事務局の体制も含めて、また委員の皆様の御負担も含めて考える必要があると思ってございますので、その辺り、バランスといいますか、もちろん委員の皆様の御意見も事務局を通じて承りながら進めさせていただければと思ってございますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

よろしいですか。

○占部成年後見制度利用促進室長 ありがとうございます。

各委員の専門性とか御意見なども踏まえながら、最終的には事務局として整理をし、委員長とも御相談をさせていただきながら進めたいと考えております。

○菊池委員長 ということで、よろしくお願ひいたします。

よろしいでしょうか。

ちょうど時間となりました。本日も様々な有益な御意見を皆様から頂戴することができまして、どうもありがとうございました。

それでは、本日の議事はここまでとし、最後に事務局からお願ひいたします。

○福田成年後見制度利用促進室長補佐 本日は、今後の進め方も含め、いろいろな御意見等を賜りましてありがとうございました。いただいた御意見を踏まえ、引き続き検討を進めてまいりたいと思います。

また、本日の議事につきましては、皆様に御確認いただいた上で、議事録としてホームページで公表いたしますので、どうぞよろしくお願いします。

次回の日程につきましては、改めて事務局から御連絡を差し上げたいと思います。

事務局からは以上です。

○菊池委員長 それでは、本日は以上とさせていただきます。本日は2時間コースでほぼぴったり終わりましたけれども、今後議題に応じてもう少し時間が必要になることも考えられますので、その際にはそのようにさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、本日もどうもありがとうございました。